

資料提供

提供年月日	令和8年1月23日
担当部署名	産業観光部 商工振興課
担当者名	井口、川瀬、川村
連絡先	直通) 65-8766 内線) 4212

係争中案件に関する事実と異なる言動への厳正な対応について

本市は、株式会社ユーストン（代表取締役 川本 勇）が運営する YouTube 番組「びわモニ」（令和8年1月19日（月）配信）において、長浜市議会副議長である杉本英一氏（以下、「杉本副議長」という。）が出演し発言された「長浜市への14億円損害賠償請求 市長が議会へ説明拒否」に関する内容について、事実と異なる点が多数あることを確認しました。

このため、本市は、同社に対し、訂正・削除及び謝罪を求める書面を令和8年1月23日付で送付しましたので、お知らせします。

また、市議会の中でも副議長という要職にある杉本副議長が当該番組に出演し、現在係争中の案件に関して、事実と異なる情報を一方的かつ断定的に発言された一連の行動は、公職者としての自覚と責任を著しく欠いた極めて不適切なものです。

このため、本市は、これらの発言は市政及び市議会に対する市民の信頼を著しく毀損する行為であることから、杉本副議長及び市議会に抗議し、杉本副議長に対しては番組内の発言に対する訂正・謝罪を求める書面を、市議会議長に対しては副議長に対する厳正な措置を求める書面を、それぞれ令和8年1月23日付で送付しましたので、併せてお知らせします。

記

- 1 書面送付日 令和8年1月23日（金）
- 2 送付した書面 ①株式会社ユーストン宛て （別添、資料1・別紙1・別紙2）
②杉本英一 長浜市議会副議長宛て （別添、資料2・別紙1）
③伊藤喜久雄 長浜市議会議長宛て （別添、資料3・別紙1・別紙2）

以上

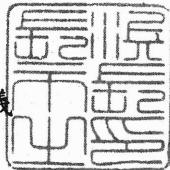
写

長商工第298号

令和8年1月23日

株式会社ユーストン
代表取締役 川本 勇 様

長浜市長 浅見 宣義



番組内容に対する訂正・削除・謝罪の要求について

貴社が運営されている、令和8年1月19日付けのYouTube番組「びわモニ」において、配信された内容のうち、当市が関係する「長浜市への14億円損害賠償請求 市長が議会へ説明拒否」について確認したところ、事実と異なる点が多数あることを確認しました。

具体的には、別紙1のとおりです。

代表的な例を挙げれば、

- ① 市長が、当該企業の本社を訪問し、「頑張ります。用途変更するから建てられます。」と言った。
→そもそも、市長が当該企業の本社を訪問した事実はありません。また、誰に対しても、また、いかなる時期にも、上記のごとき発言を行った事実はありません。
- ② 市長と職員が、当該企業の西脇工場に見学に行った。
→職員が同工場を訪れた事実はありますが、市長が同工場を訪れた事実はありません。
- ③ 市長は栃木県の工場にも行った。
→市長が同工場を訪れた事実はありません。（市職員の誰も同工場を訪れていません。）
- ④ 何回もメールのやり取りがあり、「大丈夫、用途変更する」と言った。
→当市からのメールにおいて、「用途変更する」などと記載されたものは一切ありません。
- ⑤ 長浜市は「建てられます。用途変更する。」と言った。
→市長はもちろん、当市職員からも、そのような発言をした事実は一切ありません。
- ⑥ 市長や産業観光部長は詳しくないので「できる」と言った。
→市長及び同部長が「できる」などと発言した事実は一切ありません。

杉本市議の発言には、上記の他にも事実と異なる憶測等が多々含まれていますが、少なくとも上記の各点は、見解の相違などという範疇を超え、明らかに事実と異なるものです。杉本市議は訴訟記録を閲覧したかのように述べていますが、原告から提出されている証拠にも、上記のような事実が示されているものではなく、何を根拠に発言されたのか全く理解できません。

このように、事実と異なる情報が一方的かつ断定的に発信されることは、視聴者に大きな誤解を与え、当市及び当市職員の名誉を著しく毀損し、さらに、当市の訴訟活動に明確に反し、ひいては市民の財産や利益を損なうことにつながり、断じて許せません。

当該番組は、現在も一般に視聴可能であり、事実と異なる情報が、いわば「垂れ流し」になっている状況です。

つきましては、当市は貴社に対し、下記のとおり対応されるよう、強く要求します。

記

1 対象となる番組

- (1)番組名：びわモニ
- (2)配信媒体：YouTube
- (3)該当回：第633回（配信日：令和8年1月19日（月））
- (4)URL：URL：https://www.youtube.com/live/hSkTYo6N_gE

2 要求内容

次の各点について、令和8年1月28日（水）までに対応されたい。

- (1)当該配信内容のうち、事実と異なる点に係る訂正及び正しい情報の提供
- (2)「長浜市への14億円損害賠償請求 市長が議会へ説明拒否」コンテンツの削除
- (3)当市に対する謝罪

以上

〈問合せ先〉
〒526-8501 長浜市八幡東町632番地
長浜市産業観光部商工振興課
担当：井口・川瀬・川村
電話：0749-65-8766
E-MAIL：syoukou@city.nagahama.lg.jp

写

番組内での発言に対する訂正・謝罪の要求について

令和8年1月19日付けのYouTube番組「びわモニ」において、貴殿が出演し発言された「長浜市への14億円損害賠償請求 市長が議会へ説明拒否」に関する内容について確認したところ、事実と異なる点が多数含まれていることを確認しました。具体的には、別紙1のとおりです。

代表的な例を挙げれば、以下のとおりです。

① 市長が当該企業の本社を訪問し、「頑張ります。用途変更するから建てられます。」と発言した。

→そもそも、市長が当該企業の本社を訪問した事実はありません。また、誰に対しても、また、いかなる時期においても、上記のごとき発言を行った事実はありません。

② 市長と職員が当該企業の西脇工場に見学に行った。

→職員が同工場を訪れた事実はありますが、市長が同工場を訪れた事実はありません。

③ 市長は栃木県の工場にも行った。

→市長が同工場を訪れた事実はありません。（市職員の誰も同工場を訪れていません。）

④ 何回もメールのやり取りがあり、「大丈夫、用途変更する」と言った。

→本市からのメールにおいて、「用途変更する」などと記載されたものは一切ありません。

⑤ 長浜市は「建てられます。用途変更する。」と言った。

→市長はもちろん、本市職員からも、そのような発言をした事実は一切ありません。

⑥ 市長や産業観光部長は詳しくないので「できる」と言った。

→市長及び同部長が「できる」などと発言した事実は一切ありません。

貴殿の発言には、上記の他にも事実と異なる憶測等が多数含まれていますが、少なくとも上記の各点は、見解の相違などという範疇を超え、明らかに事実と異なるものです。貴殿は訴訟記録を閲覧したかのように述べていますが、原告から提出されている証拠にも、上記のような事実が示されているものではなく、何を根拠に発言をされたのか全く理解できません。

このように、事実と異なる情報が一方的かつ断定的に発信されることは、市民に大きな誤解を与え、本市及び本市職員の名誉を著しく毀損し、さらに、本市の

訴訟活動に明確に反し、ひいては市民の財産及び利益を損なうことにつながり、断じて許せるものではなく、厳重に抗議します。

つきましては、貴殿に対し、下記のとおり対応されるよう、強く要求します。

記

1 対象となる番組

- (1) 番組名：びわモニ
- (2) 配信媒体：YouTube
- (3) 該当回：第 633 回（配信日：令和 8 年 1 月 19 日（月））
- (4) URL：https://www.youtube.com/live/hSkTYo6N_gE

2 要求内容

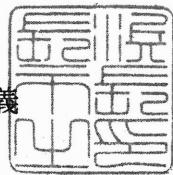
次の各点について、令和 8 年 1 月 28 日（水）までに対応されたい。

- (1) 当該配信内容のうち、事実と異なる点に係る訂正
- (2) 本市に対する謝罪

長浜市議会副議長 杉本 英一 様

令和 8 年 1 月 23 日

長浜市長 浅見 宣義



市議会副議長の不適切発言に対する抗議及び厳正な措置について

杉本英一副議長（以下「副議長」という。）が、株式会社ユーストンが運営する令和8年1月19日付のYouTube番組「びわモニ」に出演し、現在係争中の案件に関する一連の発言を行いました。当該発言は、その多くが事実と異なり、公職者としての自覚と責任を著しく欠いた極めて不適切なものです。これらの発言は、市政及び市議会に対する市民の信頼を著しく毀損する行為であるため、強く抗議します。

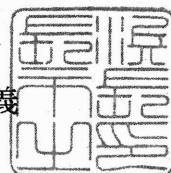
市議会は、市民の代表機関として高度な倫理性と品位が求められる公的機関であり、その中でも副議長という要職にある者の発言は、市議会全体の姿勢及び市政運営に対する信頼性に直結するものです。また、事実と異なる情報が一方的かつ断定的に発信されることは、市民に大きな誤解を与え、本市及び本市職員の名誉を著しく毀損するとともに、本市の訴訟活動に明確に反し、ひいては市民の財産や利益を損なうことにつながり、断じて許せません。

よって、市議会に対し、厳重に抗議するとともに、副議長に対する厳正な措置を強く求めます。

長浜市議会議長 伊藤喜久雄 様

令和8年1月23日

長浜市長 浅見 宣義



■番組内での杉本市議の発言に関する正誤一覧表

別紙1

〈令和8年1月19日（月）配信【YouTube 番組「びわモニ（滋賀 NEWS ショー）】】

番号	該当時分秒	事実と異なる杉本市議の発言内容（びわモニ配信内容）	本市が確認・認識する事実
一	37分25秒～	該当箇所の配信開始	
1	41分30秒	市長が東京の千住金属工業の本社を訪問し、「頑張ります。用途変更するから建てられます」と言った。	市長が東京の本社へ訪問した事実や市長が「頑張ります。用途変更するから建てられます」と発言した事実は無い。
2	41分40秒	市長及び職員が、兵庫県の西脇工場に見学に行った。	市長が兵庫県の西脇工場を見学した事実は無い。
3	42分13秒	市長は栃木県の工場にも行った。	市長が栃木県の工場に行った事実は無い。
4	42分18秒	西脇工場には2回行っており、「大丈夫。用途変更する」と言った。	市職員は2回行っておらず、市職員が「大丈夫。用途変更する」と発言した事実は無い。
5	43分41秒	何回もメールのやり取りがあり、「用途変更する」と書いてある。	当市が「用途変更する」と記載したメールを送信した事実は無い。
6	44分20秒	建てられないのに、なぜ建てられると言ったのか理解できない。	本市が「建てられる」と発言した事実は無い。
7	44分35秒	長浜市は「建てられます。用途変更する」と言った。	本市が「建てられます。用途変更する」と発言した事実は無い。
8	45分48秒	当時の都市建設部長は詳しいから「できません。無理」と言っていた。しかし、市長や産業観光部長は詳しくないので「できる」と言った。	市長や産業観光部長が「できる」と発言した事実は無い。
9	46分00秒	99.9%用途変更できない土地なのに、市は「できる」と言った。	本市が「できる」と発言した事実は無い。
10	49分30秒	市はなぜ隠すのか、なぜ隠蔽するのか。	本市が事実を隠したことは無い。本件は係争中であり、外部への情報提供、口外、不用意な言及は、今後の主張・立場に影響を及ぼし訴訟対応に支障が生じる可能性があるため差し控えたものである。また、本件には企業の戦略等個

			別企業に関わる内容が含まれており、相手側が積極的に公表されていることが確認できない情報については、慎重に対応すべきであり、本市情報公開条例の趣旨に基づき、本市から外部へ情報提供することは適切でないと、当初判断した。なお、訴状を受理した当日、議長及び副議長(杉本市議)に対し電話で報告した。後日、正副議長へ直接出向き、本件の概要及び裁判費用の予算執行等にかかる説明と、行政と市議会が一体となってこの難局に立ち向かうべく、市議会のご理解とご協力を申しあげ、市議会の責任で各議員への周知・説明と本件情報の慎重な取扱い及び管理等への特段の配慮について、文書にて正副議長に強く求めた。そもそも、民事訴訟を受けたことや応訴の判断は、地方自治法上、行政機関の権限であり、市議会の承認や報告の義務はない。本市は、法令に基づく権限に従い対応しており、法的に報告義務のない事項については、「隠蔽」に当たらない。
11	51分00秒	市は隠している。	本市が隠した事実は無い。 ※上記10のとおり
12	55分50秒	以上が事実です。できもしないこと、建てられない場所に、なぜ建てられると言ったのか。	杉本市議は「以上が事実」と断言されたが、上記のとおり、事実と異なる発言が多数ある。 なお、本市が「できもしないこと、建てられない場所に、建てられると言った」事実は無い。
13	56分05秒	土地契約は12月25日。市が「できない」と伝えたのは、2カ月後の2月19日。	土地売買契約は令和5年12月25日。市が正式に判断を伝えたのは、令和6年2月19日であることは左記のとおり。 ただし、本市は、土地売買契約締結前から、同社等に対して「用途地域の変更は極めて困難である」旨を繰り返し伝

			えており、同社の役員に対しても直接、「用途地域の変更は極めて困難である」旨を繰り返し伝えている。
14	56分20秒	その後、千住は何度も面会を求めているが、市は拒否した。	本市が面会を拒否した事実は無い。
15	57分50秒	第1回口頭弁論が2月2日に延期されたのは、長浜市側の答弁が不十分で、東京地裁から修正を命じられたためではないか。おそらくそう思う。	令和8年2月2日は弁論準備手続期日である。また、裁判所から修正を命じられた事実は無い。
一	59分45秒	該当箇所の配信終了	

市が提訴された損害賠償請求事件に係る経過について

1 事件の概要について

- (1) 事件名 損害賠償請求事件
- (2) 相手方 千住金属工業株式会社(以下「同社」という。)
- (3) 概 要 同社は、本市の相撲町にある民有地を工場用地として購入するに際し、本市がその土地の用途地域を準工業地域から工業地域に変更することに協力するかのような姿勢を見せながら、後にこれを翻したとして、当該対応が違法である旨主張し、本市に対して訴訟を提起しました。
- (4) 損害賠償請求額 約 14.2 億円

2 訴訟が提起されるに至るまでの一連の経過について

- (1) 事前相談・土地検討の開始(令和4~5年)
 - ・同社からの工場立地に関する相談が、不動産仲介業者を通じて本市に寄せられました。
 - ・本市は、相撲町地先の民有地に関する情報提供及び都市計画や用途地域制度の一般的な説明を行いました。
 - ・この段階では、具体的な工場設備等の内容は示されていませんでした。
- (2) 市長面談・用途制限に関する認識(令和5年9月)
 - ・市長を含む市関係者と同社等が面談を行いました。
 - ・この際、同社から工場計画に「熔解工程」が含まれることが示唆され、準工業地の用途制限との関係で確認を要する可能性があることを、本市は初めて認識しました。
 - ・その後、同社等から準工業地域内では建築が不可能な設備の設置を計画している情報が提示され、市に対して用途地域の変更ができないかとの相談があったことから、市内部において、法令や過去の用途地域指定の経緯、周辺の住環境との関係などの確認・整理を進めました。
- (3) 用途地域変更に関する検討と具体的な事業計画の提供要請(令和5年9月~)
 - ・本市は、用途地域変更は都市計画上の判断事項であるため、工場の設備内容や操業形態、周辺環境への影響など、具体的な事業計画の提示を要請しました。
 - ・具体的な事業計画がなければ検討を進めることはできないことを伝え、

用途地域変更の確約や約束はできないことを、何度も説明しました。

(4) 土地売買契約に向けた動きと市の対応（令和5年11月～）

- ・本市は、同社から十分な事業計画等が示されないまま、同社において土地売買契約の締結及び代金の決済に向けた動きが進められていることを確認しました。
- ・本市は、土地売買の進行状況に左右されることなく、都市計画上の判断事項として、関係部署及び滋賀県と協議を行い、用途地域変更の可否を慎重に検討を進めました。
- ・本市は、土地売買契約（令和5年12月25日付）締結前である令和5年12月12日以降、同社等に対して「用途地域の変更は極めて困難である」旨を繰り返し伝えました。さらに、令和5年12月19日には、同社の役員等に対して直接、「用途地域の変更は極めて困難である」旨を繰り返し伝えました。

(5) 土地売買契約の締結（令和5年12月25日-同社提出の土地売買契約書の日付）

- ・同社は、令和5年12月25日付で、土地売買契約を締結されました。

(6) 市の最終判断（令和6年1月）

- ・関係部署及び滋賀県との協議結果等を踏まえ、周辺における住宅地形の経緯や、平成8年の用途地域見直しの経過等を総合的に勘案した結果、本市としては、準工業地域から工業地域への用途地域変更は認められないとの最終判断に至りました。

(7) 正式な判断の伝達（令和6年2月）

- ・令和6年2月、本市の最終判断として、用途地域の変更はできない旨を、同社に対して正式に伝えました。

(8) 提訴に至った経緯（令和7年10月）

- ・同社は、本市の対応が違法であるとして、損害賠償請求訴訟を提起されました。

(9) 訴状の受理（令和7年11月）

- ・本市は、令和7年11月20日に本件損害賠償請求訴訟に係る訴状が到着し、同日付でこれを受理しました。

3 今後の対応について

- ・本市としましては、本市において違法な行政対応は一切なく、これまで法令に基づき適正に対応してきたものと考えております。今後も、顧問弁護士と十分に連携を図りながら、法的根拠に基づき、冷静かつ毅然として対応してまいります。
- ・訴訟の通常の進行状況につきましては、現在係争中の案件であることから、逐次的な説明は差し控えさせていただきます。
- ・ただし、判決などの重要な節目や、本市または同社の訴訟対応方針に重要な変更が生じた場合には、市議会及び市民の皆様に対し、適切に情報提供を行ってまいります。